

倉敷芸術科学大学学則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 倉敷芸術科学大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の本旨に則り、芸術と科学に関する学術を深く教育研究し、創造性豊かな人材を養成して、社会の発展に寄与することを目的とする。

2 本学の学部ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的は次のとおりとする。

学部	教育研究上の目的及び人材養成の目的
芸術学部	芸術における幅広い知識と専門領域の技能、及びデジタル技術に対応した表現力を身につけ、知性と感性を活かして広く社会で活躍できる創造力豊かな人材を養成する。
生命科学部	生命科学は生命を取り巻く諸関連科学の総称であるが、生命に関する幅広い教養的知識を身につけ、生命科学の専門的知識・技能を生かして、社会のかかえている問題解決に貢献できる人材を養成する。

3 本学の学科ごとの教育目標は、次のとおりとする。

学部	学科	教育目標
芸術学部	芸術学科	芸術を取り巻く社会環境の変化や、芸術そのものの変化を踏まえ、純粋芸術や応用芸術、メディア芸術までを広く学び、芸術に新たな需要や高い付加価値を生み出せる独創力、及び伝統技法とデジタル技術を活用した芸術的な表現力を身につけて、広く社会に寄与できる創造力豊かな人材の輩出を目標とする。
生命科学部	環境生命科学科	生態系の持続可能性をシステムとして探究する学びを通じて、生物多様性の保全や循環型社会の実現に寄与できる人材の養成を目標とする。
	健康科学科	保健科学や運動科学の面から人間の健康をとらえることができ、人間を取り巻く環境との関わりの中で21世紀の健康生活に貢献できる人材の養成を目標とする。
	動物生命科学科	急速に変化しつつある現代社会に新たな視野をもって対応し、動物と人間の関わり領域を中心に、より良い社会環境、生活環境の構築のために働くことのできる人材の養成を目標とする。
	生命医科学科	医療における臨床検査のスペシャリストである臨床検査技師や癌診断のスペシャリストである細胞検査士、さらには疾患治療基盤の確立を志向する医療人の養成を目標とする。

4 本学の目的及び目標を達成するために、自ら点検並びに評価を行い、教育研究水準の向上を図る。

第2節 組織

(学部)

第2条 本学に、次の学部を置く。

芸術学部 生命科学部

2 前項の各学部に置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
芸術学部	芸術学科	150名	3年次2名	604名
生命科学部	環境生命科学科	40名		160名
	健康科学科	55名		220名
	動物生命科学科	50名	3年次2名	204名
	生命医科学科	55名		220名

第2条の2 本学に、別科を置く。

2 別科の定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
留学生別科	25名	40名

3 別科に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第3条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(図書館)

第4条 本学に図書館を置く。

2 前項の施設に関する規程は、別に定める。

(事務局)

第5条 本学に事務局等必要な部署を置く。

第3節 教職員組織

(教職員組織)

第6条 本学に学長、副学長、研究科長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な教職員を置く。

第4節 運営組織

(運営組織)

第7条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第93条第1項の規定に基づき、本学に教授会に相当する組織を置く。

2 前項については、学長が別に定める。

(大学協議会)

第8条 本学に大学協議会を置く。

2 大学協議会は、本学の教学に関する全学的事項を審議し、学長に最終的な意見として述べるものとする。

3 大学協議会に関する規程は、別に定める。

(学部教授会)

第9条 本学の各学部に学部教授会を置く。

2 各学部教授会は、本学専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

3 各学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの。

4 各学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10条 学部教授会に関する規程は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を、次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月23日まで
後学期 9月24日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。ただし、教育上必要があるときは、休業日に授業を行うことができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 創立者の日 4月30日
 - (4) 創立記念日 5月4日
 - (5) 春季休業
 - (6) 夏季休業
 - (7) 冬季休業
- 2 前項第5号から第7号までの休業日については、年度ごとに学長が定める期間とする。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。

- 2 本学の学生以外の者で、本学において一定の単位を修得した者が本学に入学した場合、修得した単位数その他の事項を勘案して相当期間（2年以内）を修業年限に通算することができる。

(在学年限)

第15条 前条の年限は、疾病その他の事由により、延長することはできるが、在学期間は、8年を超えることはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の資格)

第17条 本学に入学することの出来る者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程に同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第18条 本学に入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて、本学に願い出なければならない。

- 2 入学願書の受付期間は、別に定める。

- 3 前項については、第22条、第25条及び第26条の規定により、入学を志望する場合にも、これを準用する。

(入学者の選考)

第19条 入学志望者については、学力及び人物について選考する。

第20条 入学試験合格者は、学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第21条 入学試験合格者は、指定の期日までに、必要とする書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の諸納付金を納入し、かつ、所定の宣誓をしなければならない。

- 2 入学試験合格者が、故なくして前項の手続きを怠るときは、合格の許可を取り消すことがある。
- 3 第1項の手続きを完了した者に対して、学長は入学許可を与える。
- 4 編入学、転入学及び再入学の場合も同様とする。

(編入学)

第22条 第2条第2項に定める編入学については、別に定める資格を有する者を選考の上、学部教授会の審議を経て、学長が編入学を許可する。また、2年次以降の学生定員に欠員のある場合も同様とする。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

- 2 前項による入学者の、すでに修得した単位及び編入年次は、学部教授会の審議を経て、学長が決定する。
- 3 編入学に関する規程は、別に定める。

(転学部、転学科)

第23条 学生が、所属学部から他へ転部しようとするときは、欠員のある場合に限り、学部教授会の審議を経て、学長が許可することがある。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

- 2 学生が、所属学部内において他学科への転科をしようとするときは、欠員のある場合に限り、学部教授会の審議を経て、学長が許可することがある。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

(転入学)

第24条 学生が、他の大学へ転学又は入学を志願しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第25条 他の大学から転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、学部教授会の審議を経て、学長が許可することがある。その他、教育上支障がないと認めた場合も許可することがある。

- 2 前項による入学者の、すでに修得した単位及び在学した期間の認定は、学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第26条 次の各号の一に該当する者が、所定の手続きを経て、入学を願い出たときは、前条の規定にかかわらず、学長は学部教授会の審議を経て、入学を許可することがある。

- (1) 本学を卒業し、さらに同一学部内の他の学科、又は他の学部、学科に入学を願い出た者
- (2) 本学を第44条により、退学し、同一学科に再入学を願い出た者
- (3) 本学を第45条の2により除籍された者で同一学科に再入学を願い出た者

- 2 前項による入学者の、すでに修得した単位及び在学した期間の認定は、学部教授会の審議を経て、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修単位修得の認定

(授業科目の区分)

第27条 授業科目を分けて、Basic Program、Advanced Program、教職及び博物館学芸員に関する専門科目とする。

(授業科目の単位数及び必修、選択の別)

第28条 各学部共通のBasic Programの授業科目の単位数及び必修、選択の別は、別表Ⅰのとおりとする。

第29条 各学部のAdvanced Programの授業科目の単位数及び必修、選択の別は、別表Ⅱ-(1)のとおりとする。

- 2 各学部共通の教職及び博物館学芸員に関する専門科目の単位数は、別表Ⅱ-(2)のとおりとする。

(単位計算方法)

第30条 授業科目の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義、外国語及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、第1号及び第2号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業の方法)

第30条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第25条第2項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより（文科省告示第51号）、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で行うことができる。

3 本学は、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 本学は、大学設置基準第25条第4項の規定に基づき文部科学大臣が別に定めるところにより（文科省告示第43号）、第1項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

5 第2項に関する規程は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第31条 教育上有益と認められるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学を含む。）との協議に基づき、学部教授会の審議を経て、学長は当該他大学の授業科目の履修許可を与えることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目について修得した単位は、60単位を越えない範囲で、本学に於ける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前二項に関する規程は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第31条の2 教育上有益と認められるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修のうち本学が適当と認めるものを、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により、与えることのできる単位数は、第31条第2項による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前二項に関する規程は、別に定める。

(入学前の既修得単位数の認定)

第32条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により、本学において修得したとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条の2第2項に規定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前三項に関する規程は、別に定める。

(授業科目の履修及び単位修得)

第33条 学生は、在学中所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(単位修得の認定)

第34条 一つの授業科目を履修した者に対しては、認定の上、所定の単位を与える。

第35条 単位の認定は、試験その他によって行う。

(学修の評価)

第36条 試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。

これを公表する場合は、秀（S）、優（A）、良（B）、可（C）、不可（D）の評価をもってし、不可（D）は不合格とする。

第4節 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第37条 疾病その他の事由により、引き続き3月以上修学困難な場合は、学長に願い出て、許可を得て休学することができる。

第38条 疾病その他の事由により、就学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は期間を定め、休学を命ずることがある。

第39条 休学期間は、1年以内とする。ただし、通算して4年を超えることはできない。

第40条 休学期間は、在学期間に算入しない。

第41条 休学期間中に、その事由が消滅した場合は、復学願を提出して、学長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第42条 他の大学に転学を希望する者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(留学)

第43条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、学生が当該大学に留学することを認めることができる。

2 前項の留学した期間は、第14条に規定する修業年限に算入するものとする。

3 第31条第1項及び第2項の規定は、学生が留学する場合について準用する。

(退学)

第44条 疾病その他の事由により退学しようとするときは、学長に願い出て、許可を得なければならない。

(除籍)

第45条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長は学部教授会の審議を経て、除籍することができる。

- (1) 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められた者
- (2) 授業料その他の諸納付金納入に関し、督促を受けたにもかかわらず所定の期日までに納めない者
- (3) 在学期間が、第15条に定める在学年限を超える者
- (4) 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者
- (5) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に規定する在留資格「留学」を喪失した者

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第46条 本学に4年以上在学し、各学部・学科の教育課程において、次の各号に掲げる授業科目の単位を修得し、合計124単位以上を修得した者に対して、学長は学部教授会の審議を経て、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

(1) Basic Program 30単位以上

(2) Advanced Program 80単位以上

2 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を取得しなければならない。所定の単位を修得して卒業する者には、次の免許状を取得する資格が与えられる。

学部	学科	免許状の種類	教科
芸術学部	芸術学科	中学校教諭一種免許状	美術
		高等学校教諭一種免許状	美術
生命科学部	環境生命科学科	中学校教諭一種免許状	理科
		高等学校教諭一種免許状	理科
	健康科学科	中学校教諭一種免許状	保健
		高等学校教諭一種免許状	保健
		中学校教諭一種免許状	保健体育
		高等学校教諭一種免許状	保健体育
動物生命科学科	中学校教諭一種免許状	理科	
	高等学校教諭一種免許状	理科	

3 博物館学芸員資格を得ようとする者は、博物館法及び同法施行規則に定める単位を取得しなければならない。博物館学芸員資格に関する科目が開講されている学科は、次のとおりである。

芸術学部	芸術学科
生命科学部	環境生命科学科 動物生命科学科

(学位)

第47条 学士の学位は、次のとおりとする。

芸術学部		学士 (芸術)
生命科学部	環境生命科学科	学士 (生命科学)
	健康科学科	学士 (健康科学)
	動物生命科学科	学士 (動物生命科学)
	生命医科学科	学士 (生命科学)

2 学位の授与に関し必要な事項については、本学学位規程の定めるところによる。

第6節 賞罰

(表彰)

第48条 学生が、他の模範となる行為をしたときは、学長は学部教授会の審議を経て、表彰することがある。

(懲戒)

第49条 学生が、本学の諸規程に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は学部教授会の審議を経て、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

訓告

停学

退学

3 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長は懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく、出席常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、学生の本分に反した者

4 退学、停学及び訓告の処分の手続きは、学長が別に定める。

第50条 停学が引き続き3月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

第7節 保健及び厚生施設

(保健及び厚生施設)

第51条 本学に保健施設並びに厚生に関する施設を設ける。

(健康診断)

第52条 教職員及び学生の健康管理のため健康診断を行う。

第8節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第53条 本学の特定の授業科目について、履修を願い出た者があるときは、授業に支障をきたさない限り、選考の上、科目等履修生として、入学を許可することがある。

2 科目等履修生の検定料、入学金及び履修料は、別表Ⅲのとおりとする。

第54条 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第55条 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該他大学の学生で、本学授業科目を履修しようとする者があるときは、特別聴講学生として許可することがある。

2 前項に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第56条 本学において、特定の専門事項について、研究することを志願する者があるときは、各学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

第57条 研究生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第58条 公共団体その他の機関から本学特定の授業科目について、修業を委託されたときは、授業に支障をきたさない限り、選考の上、委託生として許可することがある。

第59条 委託生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第60条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

第61条 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第9節 特待生

(特待生)

第62条 学生として、学力優秀、品行方正かつ身体強健なる者を、特待生とすることがある。

第63条 前条に関する規程は、別に定める。

第10節 入学検定料・入学金及び授業料その他

(納付金の額)

第64条 本学の入学検定料、入学金及び授業料等は別表Ⅳのとおりとする。

(演習、実習費用)

第65条 演習及び実習などに要する費用は、特に必要があれば別に徴収する。

(納付規程)

第66条 第64条及び第65条の諸納付金は、別に定める規程により納付しなければならない。

2 所定の期日までに納付金の納入を怠っている者はそれを納付するまで、授業及び試験に出席すること並びに附属図書館備え付けの図書を閲覧することを禁止することがある。

(休学中の納付金)

第67条 休学者の年間納付金の取扱いは、別に定める。

(転学、退学及び停学者の納付金)

第68条 転学、退学及び停学者は、その期の諸納付金は、納入しなければならない。

(諸納付金の変更)

第69条 在学中、諸納付金(授業料を除く。)に変更あるときは、新たに定められた金額を、その期から納入しなければならない。

第70条 既納の納付金は、一切返さない。

第11節 公開講座

(公開講座)

第71条 本学は、学生及び社会人、一般市民の教養を高め、文化の向上に資するため公開講座を設けることがある。

第12節 雑則

(改正)

第72条 この学則の改正は、学部教授会及び大学協議会の審議を経て、理事会が決定する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 3 この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表Ⅱ-(2)教職及び博物館学芸員に関する専門科目の取扱は、平成7年度入学生から適用する。
- 4 この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 5 この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 6 この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第2条、第14条、第28条、第29条、第46条、第47条、第53条、第64条については、従前の規定による。

但し、第29条別表Ⅱ-(2)教科又は教職に関する科目のうち「道德教育の研究」2単位については、平成11年度入学生から適用する。

また、第2条の規定にかかわらず、国際教養学部教養学科の収容定員については、平成12年度510名、平成13年度460名、平成14年度410名、国際教養学部起業学科の収容定員については、平成12年度50名、平成13年度100名、平成14年度150名と読み替えるものとする。

- 7 この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第2条、第29条、第46条については、従前の規定による。

- 8 この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、この改正以前に入学した学生は、第2条、第28条、第29条、第46条、第47条、第53条、第64条については、従前の規定による。

なお、第2条の規定にかかわらず、芸術学部美術学科美術専攻の収容定員については、平成14年度30名、平成15年度60名、平成16年度90名、映像専攻の収容定員については、平成14年度20名、平成15年度40名、平成16年度60名と読み替えるものとする。

ただし、第28条別表Ⅰに定める各学科の基礎科目のうち、「人生と仕事Ⅰ」「人生と仕事Ⅱ」の各授業科目及びその単位数については、平成13年度入学生から適用するものとする。

また、第29条別表Ⅱ－(1)に定める生命科学科の専攻科目のうち、「医学概論」「公衆衛生学」「臨床免疫学」「臨床工学概論Ⅰ」「臨床工学概論Ⅱ」の各授業科目及びその単位数については、第31条の2第1項とあわせて、平成13年度入学生から適用するものとし、平成12年度入学生については、これに「薬理学」を加えて適用するものとする。

9 この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第46条については、従前の規定による。

ただし、第28条別表Ⅰに定める各学科の基礎科目のうち、「キャリア・ラーニング」については、平成14年度入学生から適用するものとする。

附 則

この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。なお、この改訂以前に入学した学生は、第2条、第28条、第29条、第46条、第47条については、従前の規定による。

また、第2条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度までの学部・学科・専攻及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成16年度 名	平成17年度 名	平成18年度 名
芸術学部			
美術学科	90	80	120
美術専攻	60	60	30
映像専攻	40	40	20
映像・デザイン学科	40	80	120
工芸・デザイン学科	200	200	200
産業科学技術学部			
コンピュータ情報学科	320	320	320
生命化学科	240	160	80
起業学科	40	80	120
生命科学部			
生命科学科	110	220	330
健康科学科	40	80	120
国際教養学部			
教養学科	270	180	90
起業学科	150	100	50
計	1,600	1,600	1,600

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。なお、この改訂以前に入学した学生は、第2条、第2条の3、第28条、第29条については従前の規定による。

ただし、第29条別表Ⅱ－(1)に定める生命科学科の専攻科目のうち、「栄養学」「食品衛生学」「食品衛生学実習」「臨床医学総論」「健康食品関係法規」の各授業科目及びその単位数については、平成15年度入学生から適用するものとする。

また、第2条の規定にかかわらず、平成17年度から平成19年度までの学部・学科・専攻及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成17年度 名	平成18年度 名	平成19年度 名
芸術学部			
美術学科	80	120	160
美術専攻	60	30	
映像専攻	40	20	
映像・デザイン学科	80	120	160
工芸・デザイン学科	190	180	170

産業科学技術学部			
コンピュータ情報学科	320	320	320
生命化学科	160	80	
起業学科	80	120	160
生命科学部			
生命科学科	220	330	440
健康科学科	90	140	190
国際教養学部			
教養学科	180	90	
起業学科	100	50	
計	1,600	1,600	1,600

学部・学科等	平成17年度	平成18年度	平成19年度
産業科学技術学部(通信教育課程)	名	名	名
コンピュータ情報学科	900	1,300	1,300
起業学科	300	300	300
国際教養学部(通信教育課程)			
起業学科	300	300	
計	1,500	1,900	1,600

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。なお、この改訂以前に入学した学生は、第2条、第46条、第47条については従前の規定による。

ただし、第29条別表Ⅱ－(1)に定める生命科学科の専攻科目のうち、「電気工学概論」「電子工学概論」「看護学概論」「物性工学」「機械工学」「材料工学」「計測工学」「応用数学」「医用機器学概論」「医用治療機器学」「医用治療機器学実習」「生体計測装置学実習」「生体機能代行装置学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「生体機能代行装置学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「医用機器安全管理学Ⅰ・Ⅱ」「医用機器安全管理学実習」「臨床病態学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」「臨床工学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、健康科学科の専攻科目のうち、「シミュレーションⅣ」については、平成16年度入学生から適用するものとする。

また、第2条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの学部・学科・専攻及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成18年度	平成19年度	平成20年度
芸術学部	名	名	名
美術学科	120	160	160
美術専攻	30		
映像専攻	20		
映像・デザイン学科	120	160	160
工芸・デザイン学科	180	170	160
産業科学技術学部			
コンピュータ情報学科	290	260	230
生命化学科	80		
起業学科	120	160	160
生命科学部			
生命科学科	310	400	380
健康科学科	150	210	230
生命動物科学科	40	80	120
国際教養学部			
教養学科	90		
起業学科	50		
計	1,600	1,600	1,600

学部・学科等	平成18年度	平成19年度	平成20年度
--------	--------	--------	--------

産業科学技術学部(通信教育課程)	名	名	名
コンピュータ情報学科	1,300	1,300	1,300
起業学科	300	300	
国際教養学部(通信教育課程)	300		
起業学科			
計	1,900	1,600	1,300

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、第29条別表Ⅱ-(1)に定める生命動物科学科の専攻科目のうち、「病原微生物学実習」、「環境生物科学Ⅰ」、「環境生物科学Ⅱ」、「環境生物科学実験Ⅰ」、「環境生物科学実験Ⅱ」、「科学英語Ⅰ」、「科学英語Ⅱ」、「環境マネジメントⅠ」、「環境マネジメントⅡ」、「動物進化論Ⅰ」、「動物進化論Ⅱ」、「臨床検査論実習Ⅰ」、「臨床検査論実習Ⅱ」、「臨床検査論実習Ⅲ」、「比較動物学実習Ⅰ」、「比較動物学実習Ⅱ」、「臨床実習Ⅰ」、「臨床実習Ⅱ」、「臨床実習Ⅲ」については、平成18年度入学生から適用するものとする。

また、第2条の規定にかかわらず、平成19年度から平成21年度までの学部・学科・専攻及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成19年度	平成20年度	平成21年度
芸術学部	名	名	名
美術学科	160	160	160
映像・デザイン学科	160	160	160
工芸・デザイン学科	160	140	130
産業科学技術学部			
コンピュータ情報学科	260	230	200
起業学科	150	140	130
生命科学部			
生命科学科	400	380	360
健康科学科	210	230	240
生命動物科学科	100	160	220
計	1,600	1,600	1,600

学部・学科等	平成19年度	平成20年度	平成21年度
産業科学技術学部(通信教育課程)	名	名	名
コンピュータ情報学科	1,300	1,300	1,300
起業学科	300		
計	1,600	1,300	1,300

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第2条、第28条、第29条、第46条、第47条については従前の規定による。

ただし、第28条別表Ⅰに定める教養科目のうち、「キャリア・チャレンジⅠ」「キャリア・チャレンジⅡ」「芸術と科学の協調」については、平成14年度入学生より適用するものとする。

また、第2条の規定にかかわらず、平成20年度から平成23年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
芸術学部	名	名	名	名
美術学科	120	80	40	
映像・デザイン学科	120	80	40	
工芸・デザイン学科	110	70	30	
美術工芸学科	45	90	135	180
メディア映像学科	30	60	90	120
デザイン学科	35	70	105	140

産業科学技術学部				
コンピュータ情報学科	180	100	50	
起業学科	110	70	30	
I T科学科	40	80	120	160
起業経営学科	30	60	90	120
観光学科	40	80	120	160
生命科学部				
生命科学科	330	260	210	160
健康科学科	230	240	240	240
生命動物科学科	168	236	256	256
生命医科学科	40	80	120	160
計	1,628	1,656	1,676	1,696

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第2条、第28条、第29条、第46条、第47条については従前の規定による。

ただし、第2条の3の2項の学科名については、2年次への編入学は、平成22年度、3年次への編入学は平成23年度より適用するものとする。

また、平成21年度から平成23年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成21年度	平成22年度	平成23年度
芸術学部	名	名	名
美術学科	80	40	
工芸・デザイン学科	70	30	
美術工芸学科	85	125	165
メディア映像学科	140	130	120
デザイン学科	65	95	125
産業科学技術学部			
I T科学科	170	150	130
起業経営学科	130	120	120
観光学科	85	130	175
生命科学部			
生命科学科	265	220	175
健康科学科	240	240	240
生命動物科学科	241	266	271
生命医科学科	85	130	175
計	1,656	1,676	1,696

ただし、第2条の2の留学生別科の収容定員については、平成21年度40名、神戸留学生別科の収容定員については、平成21年度100名と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成21年8月1日から施行する。

平成21年8月1日から産業科学技術学部 I T科学科（通信教育課程）の学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って当該学科を廃止する。また、産業科学技術学部コンピュータ情報学科（通信教育課程）の2年次及び3年次編入学定員についても、平成21年8月1日から募集を停止する。

なお、平成22年度から平成24年度までの収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成22年度	平成23年度	平成24年度
産業科学技術学部(通信教育課程)	名	名	名
I T科学科	900	500	200

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第2条、第28条、第29条、第46条、第47条については従前の規定による。

ただし、第2条の2の留学生別科の収容定員については、平成22年度60名、神戸留学生別科の収容定員については、平成22年度310名と読み替えるものとする。

また、平成22年度から平成24年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成22年度	平成23年度	平成24年度
芸術学部	名	名	名
美術学科	40		
工芸・デザイン学科	30		
美術工芸学科	125	165	160
メディア映像学科	130	120	120
デザイン学科	95	125	120
産業科学技術学部			
IT科学科	150	130	120
起業経営学科	120	120	120
観光学科	130	175	180
生命科学部			
生命科学科	220	175	180
健康科学科	240	240	240
生命動物科学科	266	271	276
生命医科学科	130	175	180
計	1,676	1,696	1,696

学部・学科等	平成22年度	平成23年度	平成24年度
産業科学技術学部(通信教育課程)	名	名	名
IT科学科	900	500	200

平成16年4月から学生募集を停止した産業科学技術学部生命化学科、国際教養学部教養学科、国際教養学部起業学科及び国際教養学部起業学科（通信教育課程）、平成17年4月から学生募集を停止した産業科学技術学部起業学科（通信教育課程）については、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第1条第3項、第2条、第28条、第29条、第46条、第47条については従前の規定による。

また、平成23年度から平成25年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成23年度	平成24年度	平成25年度
芸術学部	名	名	名
美術工芸学科	160	150	145
メディア映像学科	120	120	120
デザイン学科	130	130	135
産業科学技術学部			
IT科学科	100	60	30
起業経営学科	90	60	30
経営情報学科	60	120	180
観光学科	175	180	180
生命科学部			
生命科学科	175	180	180
健康科学科	235	230	225
生命動物科学科	271	276	276
生命医科学科	175	180	180
健康医療学科	30	60	90
計	1,721	1,746	1,771

学部・学科等	平成23年度	平成24年度	平成25年度
産業科学技術学部(通信教育課程) I T科学科	名 500	名 200	名

平成23年4月1日から産業科学技術学部 I T科学科、起業経営学科の学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って当該学科を廃止する。

ただし、第2条の2の神戸留学生別科の収容定員については、平成23年度270名と読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第2条、第28条、第29条については従前の規定による。

また、平成24年度から平成26年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成24年度	平成25年度	平成26年度
芸術学部	名	名	名
美術工芸学科	150	145	140
メディア映像学科	125	130	135
デザイン学科	130	135	140
産業科学技術学部			
I T科学科	60	30	
起業経営学科	60	30	
経営情報学科	110	160	210
観光学科	180	180	180
生命科学部			
生命科学科	180	180	180
健康科学科	230	225	220
生命動物科学科	276	276	276
生命医科学科	185	190	195
健康医療学科	60	90	120
計	1,746	1,771	1,796

学部・学科等	平成24年度	平成25年度	平成26年度
産業科学技術学部(通信教育課程) I T科学科	名 200	名	名

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

平成20年4月より学生募集を停止した芸術学部工芸・デザイン学科については、平成25年3月31日をもって廃止する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第2条、第28条、第29条については従前の規定による。

また、平成25年度から平成27年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成25年度	平成26年度	平成27年度
芸術学部	名	名	名
美術工芸学科	145	140	140
メディア映像学科	132	139	144
デザイン学科	135	140	140
産業科学技術学部			
I T科学科	30		
起業経営学科	30		
経営情報学科	162	214	204
観光学科	182	184	184

生命科学部			
生命科学科	180	180	180
健康科学科	225	220	220
生命動物科学科	270	264	264
生命医科学科	190	195	200
健康医療学科	90	120	120
計	1,771	1,796	1,796

附 則

この学則は、平成25年11月1日から施行する。

平成20年4月より学生募集を停止した芸術学部美術学科については、平成25年10月31日をもって廃止する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第1条、第2条、第7条、第29条、第46条、第47条、第64条については従前の規定による。

神戸留学生別科については、入学者及び在籍者がいないため、平成26年3月31日をもって廃止する。

平成26年4月1日から芸術学部美術工芸学科、産業科学技術学部観光学科、生命科学部健康医療学科の学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って当該学科を廃止する。

また、産業科学技術学部観光学科の3年次編入学定員についても、平成26年4月1日から学生募集を停止する。

なお、平成26年度から平成28年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成26年度	平成27年度	平成28年度
芸術学部	名	名	名
美術工芸学科	105	70	35
メディア映像学科	154	174	189
デザイン学科	105	70	35
デザイン芸術学科	55	110	165
産業科学技術学部			
経営情報学科	261	298	343
観光学科	137	90	45
生命科学部			
生命科学科	185	190	195
健康科学科	220	220	220
健康科学専攻 鍼灸専攻	30	60	90
生命動物科学科	199	134	67
動物生命科学科	60	120	182
生命医科学科	195	200	200
健康医療学科	90	60	30
計	1,796	1,796	1,796

調理師別科・製菓衛生師別科については、平成26年4月1日から学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って当該別科を廃止する。

なお、平成26年度の製菓衛生師別科の収容定員は40名とする。

附 則

この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

平成26年4月より学生募集を停止した調理師別科・製菓衛生師別科については、平成27年3月31日をもって廃止する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第28条、第29条については従前の規定による。

また、平成27年度から平成29年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成27年度	平成28年度	平成29年度
芸術学部	名	名	名
美術工芸学科	70	35	
メディア映像学科	174	189	204
デザイン学科	70	35	
デザイン芸術学科	110	165	220
産業科学技術学部			
経営情報学科	298	343	388
観光学科	90	45	
生命科学部			
生命科学科	190	195	200
健康科学科 健康科学専攻	220	220	220
鍼灸専攻	60	90	120
生命動物科学科	134	67	
動物生命科学科	120	182	244
生命医科学科	200	200	200
健康医療学科	60	30	
計	1,796	1,796	1,796

附 則

この改正学則は、平成27年5月1日から施行する。

平成23年4月より学生募集を停止した産業科学技術学部IT科学科、起業経営学科については、平成27年4月30日をもって廃止する。

附 則

この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第2条、第28条、第29条、第46条、第64条については従前の規定による。

また、平成28年度から平成30年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成28年度	平成29年度	平成30年度
芸術学部	名	名	名
美術工芸学科	35		
メディア映像学科	189	204	204
デザイン学科	35		
デザイン芸術学科	165	220	220
産業科学技術学部			
経営情報学科	338	378	373
観光学科	45		
生命科学部			
生命科学科	195	200	200
健康科学科 健康科学専攻	220	220	220
鍼灸専攻	90	120	120
生命動物科学科	67		
動物生命科学科	182	244	244
生命医科学科	200	200	200
健康医療学科	30		
計	1,791	1,786	1,781

平成21年8月より学生募集を停止した産業科学技術学部IT科学科（通信教育課程）については、平成28年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第1条、第2条、第28条、第29条、第46条、第47条については従前の規定による。

平成29年4月1日から産業科学技術学部経営情報学科の学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待って当該学科を廃止する。

また、産業科学技術学部経営情報学科の3年次編入学定員についても、平成29年4月1日から学生募集を停止する。

なお、平成29年度から平成31年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成29年度	平成30年度	平成31年度
芸術学部	名	名	名
メディア映像学科	204	204	204
デザイン芸術学科	220	220	220
産業科学技術学部			
経営情報学科	284	185	90
生命科学部			
生命科学科	200	200	200
健康科学科 健康科学専攻	220	220	220
鍼灸専攻	120	120	120
動物生命科学科	244	244	244
生命医科学科	200	200	200
危機管理学部			
危機管理学科	90	180	270
計	1,782	1,773	1,768

平成26年4月より学生募集を停止した芸術学部美術工芸学科については、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正学則は、平成30年4月1日から施行する

なお、この改正以前に入学した学生は、第2条、第29条、第46条については従前の規定による。

また、平成30年度から平成32年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成30年度	平成31年度	平成32年度
芸術学部	名	名	名
メディア映像学科	204	204	204
デザイン芸術学科	220	220	220
産業科学技術学部			
経営情報学科	185	90	
生命科学部			
生命科学科	200	200	200
健康科学科 健康科学専攻	220	220	220
鍼灸専攻	115	110	105
動物生命科学科	244	244	244
生命医科学科	200	200	200
危機管理学部			
危機管理学科	180	270	360
計	1,768	1,758	1,753

平成26年4月より学生募集を停止した産業科学技術学部観光学科および生命科学部健康医療学科については、平成30年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第2条、第29条については、従前の規定による。

平成31年4月1日から生命科学部健康科学科鍼灸専攻の学生募集を停止する。それに伴い専攻制度を廃止し、生命科学部健康科学科とする。なお、生命科学部健康科学科鍼灸専攻在学生の卒業を待ってはり師きゅ

う師学校養成施設指定の取消しをする。

また、平成31年度から平成33年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	平成31年度	平成32年度	平成33年度
芸術学部	名	名	名
メディア映像学科	204	204	204
デザイン芸術学科	220	220	220
産業科学技術学部			
経営情報学科	90		
生命科学部			
生命科学科	200	200	200
健康科学科	80	160	240
健康科学科 健康科学専攻	165	110	55
鍼灸専攻	85	55	25
動物生命科学科	239	234	229
生命医科学科	205	210	215
危機管理学部			
危機管理学科	270	360	360
計	1,758	1,753	1,748

附 則（令和元年10月29日 第8回理事会）

この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。

なお、この改正以前に入学した学生は、第2条、第29条については、従前の規定による。

また、令和2年度から令和4年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	令和2年度	令和3年度	令和4年度
芸術学部	名	名	名
メディア映像学科	204	204	204
デザイン芸術学科	220	220	220
生命科学部			
生命科学科	200	200	200
健康科学科	160	240	320
健康科学科 健康科学専攻	110	55	
鍼灸専攻	55	25	
動物生命科学科	234	229	224
生命医科学科	210	215	220
危機管理学部			
危機管理学科	360	360	360
計	1,753	1,748	1,748

附 則（令和2年7月21日 第6回理事会）

（令和3年3月24日 第13回理事会）

（令和3年3月24日 第14回理事会）

この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この改正以前に入学した学生は、第2条については、従前の規程による。

また、令和3年度から令和5年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	令和3年度	令和4年度	令和5年度
芸術学部	名	名	名
メディア映像学科	204	204	204
デザイン芸術学科	215	210	205

生命科学部			
生命科学科	190	180	170
健康科学科	215	270	245
健康科学科 健康科学専攻	55		
鍼灸専攻	25		
動物生命科学科	214	194	179
生命医科学科	215	220	220
危機管理学部			
危機管理学科	330	300	270
計	1,663	1,578	1,493

3 平成29年4月から学生募集を停止した産業科学技術学部経営情報学科及び産業科学技術学部については、令和3年3月31日をもって廃止する。

4 この改正以前に入学した学生は、第29条、第36条については、従前の規定による。

附 則（令和4年2月22日 第12回理事会）

この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この改正前に入学した学生は、第28条、第29条、第46条については、従前の規定による。

3 第2条の規定にかかわらず、令和4年度から令和6年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	令和4年度	令和5年度	令和6年度
芸術学部	名	名	名
メディア映像学科	204	204	204
デザイン芸術学科	210	205	200
生命科学部			
生命科学科	180	170	160
健康科学科	270	245	220
動物生命科学科	194	179	164
生命医科学科	220	220	220
危機管理学部			
危機管理学科	300	270	240
計	1,578	1,493	1,408

附 則（令和4年3月29日 第14回理事会）

（令和5年2月21日 第11回理事会）

この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年4月1日から危機管理学部危機管理学科の学生募集を停止し、当該在学生の卒業を待つて当該学部学科を廃止する。

3 この改正前に入学した学生は、第1条、第2条、第28条、第29条、第46条、第47条については、従前の規定による。

4 令和5年度から令和7年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	令和5年度	令和6年度	令和7年度
芸術学部	名	名	名
メディア映像学科	244	284	324
デザイン芸術学科	215	220	230
生命科学部			
生命科学科	170	160	160
健康科学科	245	220	220
動物生命科学科	189	184	194
生命医科学科	220	220	220
危機管理学部			
危機管理学科	210	120	60
計	1,493	1,408	1,408

附 則（令和6年2月27日 第12回理事会）

この改正学則は、令和6年4月1日から施行する。

- 2 この改正前に入学した学生は、第1条、第2条、第27条、第28条、第29条及び第46条については、なお従前の例による。
- 3 令和6年度から令和8年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	令和6年度	令和7年度	令和8年度
芸術学部	名	名	名
メディア映像学科	194	144	92
デザイン芸術学科	160	110	60
芸術学科	150	300	452
生命科学部			
生命科学科	160	160	160
健康科学科	220	220	220
動物生命科学科	184	194	204
生命医科学科	220	220	220
危機管理学部			
危機管理学科	120	60	
計	1,408	1,408	1,408

附 則（令和7年2月25日 第14回理事会）

この改正学則は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 この改正前に入学した学生は、第1条、第2条、第29条、第46条及び第47条については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度から令和9年度までの学部・学科及び収容定員については、次のとおりとする。

学部・学科等	令和7年度	令和8年度	令和9年度
芸術学部	名	名	名
メディア映像学科	144	92	
デザイン芸術学科	110	60	
芸術学科	300	452	604
生命科学部			
生命科学科	120	80	40
環境生命科学科	40	80	120
健康科学科	220	220	220
動物生命科学科	194	204	204
生命医科学科	220	220	220
危機管理学部			
危機管理学科	60		
計	1,408	1,408	1,408

別表 I (Basic Program)

芸術学部、生命科学部の授業科目、単位数及び必修・選択の別は、次のとおりである。

必修科目	単位数	選択科目	単位数
A&S Core 1	2	プログラミング	2
A&S Core 2	2	メディアリテラシー	2
A&S Core 3	2	データリテラシー	2
A&S Core 4	2	文化と言語表現	2
A&S Core 5	1	社会と言語表現	2
A&S Core 6	1	芸術的思考	2
A&S Core 7	1	科学的思考	2
A&S Core 8	1	キャリアデザインⅡ	2
A&S Core 9	1	リーダーシップ実践	2
A&S Core 10	1	マナーマイスター	2
A&S Core 11	1	地域デザイン	2
A&S Core 12	1	英語コミュニケーションⅠ	2
情報リテラシー	2	英語コミュニケーションⅡ	2
キャリアデザインⅠ	2	中国語コミュニケーションⅠ	2
日本語Ⅰ※	2	中国語コミュニケーションⅡ	2
日本語Ⅱ※	2	韓国語コミュニケーションⅠ	2
日本語Ⅲ※	2	韓国語コミュニケーションⅡ	2
日本語Ⅳ※	2	日本国憲法	2
		保健体育概論	2
		保健体育実技Ⅰ	1
		保健体育実技Ⅱ	1
		A&S Fieldwork 1	2
		A&S Fieldwork 2	2
		A&S Fieldwork 3	2
		A&S Fieldwork 4	2
		A&S Fieldwork 5	2
		A&S Fieldwork 6	2
		認定フィールドワーク実践Ⅰ	2
		認定フィールドワーク実践Ⅱ	2
		認定フィールドワーク実践Ⅲ	2

※外国人留学生対象科目

別表Ⅱ—(1) (Advanced Program)

1 芸術学部芸術学科の授業科目、単位数及び必修・選択の別は、次のとおりである。

必修科目	単位数	選択科目	単位数
コンピュータ演習	2	A&S PBL Ⅰ	2
卒業研究	10	A&S PBL Ⅱ	2
		プロジェクト演習Ⅰ	2
		プロジェクト演習Ⅱ	2

プロジェクト演習Ⅲ	2
プロジェクト演習Ⅳ	2
総合プロジェクト演習Ⅰ	2
総合プロジェクト演習Ⅱ	2
西洋美術史	2
日本美術史	2
東洋美術史	2
デザイン史	2
日本近代美術史	2
工芸史	2
メディア文化史	2
美学・芸術学概論	2
動画論	2
メディア・アート論	2
構成論	2
芸術文化論	2
先端メディア論	2
絵画基礎Ⅰ	2
絵画基礎Ⅱ	2
絵画基礎Ⅲ	2
工芸基礎	2
彫刻基礎	2
造形基礎	2
デザイン基礎Ⅰ	2
デザイン基礎Ⅱ	2
デザイン基礎Ⅲ	2
イラスト基礎Ⅰ	2
イラスト基礎Ⅱ	2
動画基礎	2
アニメーション基礎	2
マンガ基礎	2
先端メディア基礎Ⅰ	2
先端メディア基礎Ⅱ	2
先端メディア基礎Ⅲ	2
ゲーム基礎	2
プログラミング基礎	2
3DCG基礎Ⅰ	2
3DCG基礎Ⅱ	2
写真基礎	2
サウンドデザイン	2
モーショングラフィック	2

	色彩学	2
	知的財産権	2
	アート実習Ⅰ	2
	アート実習Ⅱ	2
	アート実習Ⅲ	2
	メディアデザイン実習Ⅰ	2
	メディアデザイン実習Ⅱ	2
	メディアデザイン実習Ⅲ	2
	先端メディア実習Ⅰ	2
	先端メディア実習Ⅱ	2
	先端メディア実習Ⅲ	2
	アートプロデュースⅠ	2
	アートプロデュースⅡ	2
	芸術特論	2
	芸術文化論	2
	文化財学概論	2
	博物館概論	2
	博物館学特論	2
	博物館資料論	2
	博物館経営論	2
	博物館資料保存論	2
	博物館展示論	2
	博物館実習	2
	博物館教育論	2
	博物館情報・メディア論	2

2 生命科学部の授業科目、単位数及び必修・選択の別は、次のとおりである。

① 生命科学部 環境生命科学科

必修科目	単位数	選択科目	単位数
生命科学基礎実験	1	A&S PBLⅠ	2
科学論文演習	2	A&S PBLⅡ	2
フィールド科学実習Ⅰ	2	生命科学ゼミナールⅠ	4
フィールド科学実習Ⅱ	2	生命科学ゼミナールⅡ	4
生命科学実験	3	基礎生物学Ⅰ	2
専門英語	2	基礎生物学Ⅱ	2
卒業研究	8	基礎化学Ⅰ	2
		基礎化学Ⅱ	2
		基礎物理学Ⅰ	2
		基礎物理学Ⅱ	2
		基礎地学Ⅰ	2
		基礎地学Ⅱ	2
		基礎生物学実験	2

	基礎化学実験	2
	基礎物理学実験	2
	基礎地学実験	2
	動物分類学	2
	動物生態学	2
	植物生理学	2
	基礎微生物学（実習を含む）	2
	基礎分子生物学	2
	生化学	2
	天然物化学	2
	有機化学	2
	生物の構造と機能	2
	生体物性工学	2
	流域生態系実習	2
	系統進化学	2
	水界生態学	2
	保全生態学	2
	水族育成学	2
	植物栽培学（実習を含む）	2
	応用微生物学	2
	応用天然物化学	2
	生命科学産業論	2
	環境化学	2
	応用生体物性工学	2
	医用工学	2
	生涯学習概論	2
	博物館概論	2
	博物館学特論	2
	博物館資料論	2
	博物館経営論	2
	博物館資料保存論	2
	博物館展示論	2
	博物館実習	3
	博物館教育論	2
	博物館情報・メディア論	2

② 生命科学部 健康科学科

必修科目	単位数	選択科目	単位数
基礎演習	2	A&S PBL I	2
ゼミナール	4	A&S PBL II	2
卒業研究	6	生理学	2

機能的解剖学	2
生化学	2
微生物学	2
保健医療総論	2
健康管理概論	2
メンタルヘルス	2
一般救急救命	2
栄養学概論	2
バイオサイエンス	2
環境保健科学	2
衛生学・公衆衛生学	2
学校保健	2
生活習慣病予防	2
解剖学	2
体力測定法（実習含む）	2
運動負荷試験（実習含む）	2
運動処方	2
スポーツ心理学	2
スポーツマネージメント	2
スポーツ栄養学	2
ストレッチング理論（実習含む）	2
運動生理学	2
スポーツトレーニング理論	2
スポーツトレーニング実習	2
トレーニング科学	2
トレーニング実習	2
スポーツ社会学	2
健康スポーツ概論	2
生涯スポーツ論	2
健康運動のプログラミング	2
発育・発達と老化	2
エアロビエクササイズ実習	2
キッズスポーツ理論	2
キッズスポーツ実習	2
テーピング理論（実習含む）	2
バイオメカニクス	2
バイオメカニクス演習	2
スポーツコンディショニング理論	2
ヒーリング実習	2
スポーツ障害論	2
アスレティックトレーナー概論	2

スポーツ指導者基礎	2
体表解剖学	2
スポーツ指導論Ⅰ	2
スポーツ指導論Ⅱ	2
アスレティックリハビリテーション 理論	2
アスレティックリハビリテーション 実習	2
スポーツ医学Ⅰ	2
スポーツ医学Ⅱ	2
スポーツ医学Ⅲ	2
アスレティックトレーナー実習Ⅰ	2
アスレティックトレーナー実習Ⅱ	2
アスレティックトレーナー実習Ⅲ	2
食品栄養学	2
病理学	2
薬理学	2
精神医学	2
救急医学概論Ⅰ	2
救急医学概論Ⅱ	2
救急・災害医療	2
内科学Ⅰ（総論）	2
内科学Ⅱ（呼吸・循環系）	2
内科学Ⅲ（消化器・内分泌系）	2
内科学Ⅳ（神経系）	2
外科学Ⅰ（総論）	2
外科学Ⅱ（各論）	2
小児科学	2
産婦人科学	2
整形外科学	2
脳外科学	2
医学検査	2
救命救助法	2
シミュレーションⅠ	2
シミュレーションⅡ	2
シミュレーションⅢ	2
シミュレーションⅣ	3
病院内実習	12
救急車同乗実習	3
放射線科学	2
食品衛生学	2

	食品学総論	2
	体育原理	2
	スポーツ実習Ⅰ（陸上）	2
	スポーツ実習Ⅱ（水泳）	2
	スポーツ実習Ⅲ（球技）	2
	スポーツ実習Ⅳ（武道）	2
	スポーツ実習Ⅴ（テニス）	2
	スポーツ実習Ⅵ（体操）	2
	ウィンタースポーツ実習	2
	野外スポーツ実習論	2
	野外スポーツ実習	2

③ 生命科学部 動物生命科学科

必修科目	単位数	選択科目	単位数
動物繁殖学	2	A&S PBLⅠ	2
適正飼養指導論	2	A&S PBLⅡ	2
動物行動学	2	動物看護総合実習	2
公衆衛生学	2	卒業研究	8
動物看護学概論	2	動物感染症学Ⅰ	2
動物臨床検査学	2	動物薬理学Ⅰ	2
比較動物学	2	動物病理学	2
		動物栄養学	2
		実験動物学	2
		動物感染症学Ⅱ	2
		バイオサイエンス	2
		基礎化学Ⅰ	2
		基礎化学Ⅱ	2
		基礎物理学Ⅰ	2
		基礎物理学Ⅱ	2
		基礎生物学Ⅰ	2
		基礎生物学Ⅱ	2
		基礎地学Ⅰ	2
		基礎地学Ⅱ	2
		基礎化学実験	2
		基礎物理学実験	2
		基礎生物学実験	2
		基礎地学実験	2
		無機化学Ⅰ	2
		無機化学Ⅱ	2
		基礎分子生物学	2
		天然物化学	2

	生物統計学	2
	動物看護技術学	2
	動物内科看護学	2
	動物臨床看護学各論Ⅰ	2
	動物臨床看護学各論Ⅱ	2
	動物臨床看護学各論Ⅲ	2
	動物臨床看護学総論	2
	人と動物の関係学	2
	動物進化論	2
	動物形態機能学Ⅰ	2
	動物形態機能学Ⅱ	2
	動物形態機能学Ⅲ	2
	生命倫理・動物福祉	2
	動物臨床検査学実習	2
	動物薬理学Ⅱ	2
	実験動物学演習	4
	動物看護技術学実習	2
	動物内科看護学実習	2
	愛玩動物学	2
	動物臨床看護学実習	1
	動物医療コミュニケーション	2
	動物外科看護学	2
	動物外科看護学実習	2
	動物看護関連法規	1
	動物愛護・適正飼養関連法規	1
	動物形態機能学実習	1
	動物生活環境学	1
	動物愛護・適正飼養実習	2
	ペット関連産業概論	1
	特別講義	2

④ 生命科学部 生命医科学科

必修科目	単位数	選択科目	単位数
医学概論	2	A&S PBLⅠ	2
基礎解剖学	1	A&S PBLⅡ	2
解剖学	2	臨床検査総合実習	1
組織学	2	臨地実習	11
解剖学実習	1	卒業研修	8
生理学	2	基礎化学Ⅰ	2
基礎生理検査学	2	基礎化学Ⅱ	2
生理学実習	1	基礎化学実験	2

生化学 I	2	基礎生物学 I	2
生化学 II	2	基礎生物学 II	2
生化学実習	1	分析化学	2
検査機器論	2	有機化学	2
微生物学	1	基礎生物学実験	2
臨床検査室概論	1	無機化学 I	2
循環機能検査学	2	無機化学 II	2
呼吸・神経機能検査学	2	基礎分子生物学	2
超音波・画像検査学	2	臨床生理学実習	2
病理学 I	2	病理学実習	1
病理学 II	2	試薬と機器	1
臨床化学 I	2	輸血・移植検査学実習	2
臨床化学 II	2	遺伝子検査学	2
臨床化学実習	1	遺伝子検査学実習	1
臨床微生物学 I	2	医療安全管理学	1
臨床微生物学 II	2	医療安全管理学実習	1
微生物学実習	2	検査管理総論 (関係法規含む)	2
臨床血液学 I	2	臨床病理学	2
臨床血液学 II	2	臨床検査学演習 I	2
臨床血液学実習	1	臨床検査学演習 II	2
一般検査学	2	細胞学総論 II	2
医動物学	2	臨床細胞学演習 I	1
臨床検査総論実習	1	臨床細胞学演習 II	1
臨床免疫学	2	細胞診断学特論 I	2
臨床免疫学実習	1	細胞診断学特論 II	2
輸血・移植検査学	2	細胞診断学特論 III	2
医用工学概論	1	細胞診断学特論 IV	1
医用工学実習	1	細胞診断学特論 V	1
生命社会科学概論	1	細胞診断学特論 VI	1
公衆衛生学	2		
医学総論 (栄養学・薬理学)	2		
認知症検査	1		
臨床検体管理学	2		
臨床検査学特論 I	2		
臨床検査学特論 II	2		
細胞学総論 I	2		

別表 II—(2) (教職及び博物館学芸員に関する専門科目)
教職に関する科目

授業科目	単位数	授業科目	単位数
教職論	2	保健科教育法 I	2

教育学原論	2	保健科教育法Ⅱ	2
教育心理学	2	保健科教育法Ⅲ	2
教育行政学	2	保健科教育法Ⅳ	2
教育課程論	2	保健体育科教育法Ⅰ	2
美術科教育法Ⅰ	2	保健体育科教育法Ⅱ	2
美術科教育法Ⅱ	2	保健体育科教育法Ⅲ	2
美術科教育法Ⅲ	2	保健体育科教育法Ⅳ	2
美術科教育法Ⅳ	2	道徳の理論と指導法	2
情報科教育法Ⅰ	2	特別活動の指導法	2
情報科教育法Ⅱ	2	教育の方法と技術	2
理科教育法Ⅰ	2	生徒・進路指導論	2
理科教育法Ⅱ	2	教育相談の理論と方法	2
理科教育法Ⅲ	2	教職実践演習（中・高）	2
理科教育法Ⅳ	2	教育実習Ⅰ（事前事後指導）	1
特別支援教育	1	教育実習Ⅱ（現場実習A）	3
総合的な学習の時間の指導法	2	教育実習Ⅲ（現場実習B）	1
教科内容構成学（美術）	2		
教科内容構成学（理科）	2		
教科内容構成学（情報）	2		
介護等体験の基礎	2		
生涯学習概論	2		

博物館学芸員に関する科目

授業科目	単位数	授業科目	単位数
博物館概論	2	博物館学特論	2
博物館資料論	2	博物館教育論	2
博物館経営論	2	生涯学習概論	2
博物館資料保存論	2	博物館情報・メディア論	2
博物館展示論	2	博物館実習	3

別表Ⅲ（科目等履修生の検定料・入学金及び履修料）
芸術学部

単位（円）

検定料	入学金	1単位当たりの履修料	
		講義科目	演習・実験実習科目
11,000	25,000	19,000	24,000

生命科学部・危機管理学部

単位 (円)

検定料	入学金	1単位当たりの履修料	
		講義科目・演習科目	実験・実習科目
11,000	25,000	19,000	24,000

別表Ⅳ (入学検定料・入学金及び授業料等)

- 1 入学検定料 35,000円
- 2 入学金 220,000円
- 3 授業料、その他納付金 (年額)

単位 (円)

区分	授業料	その他納付金	
		実験・実習費	施設設備費
芸術学部	865,000	235,000	500,000
生命科学部			
環境生命科学科	845,000	225,000	470,000
健康科学科	845,000	160,000	425,000
動物生命科学科	845,000	※ 250,000	470,000
生命医科学科	845,000	250,000	470,000
危機管理学部			
危機管理学科	845,000	100,000	※2 65,000 ※ 145,000

※ 2年次より徴収

※2 1年次徴収